

定着促進事業変更の概要について

- 令和4年1月19日付基本的対処方針により、ワクチン・検査パッケージ制度を、原則として、当面適用しないこととし、対象者全員検査等を推奨するとされました。

このことを踏まえ、これまでの「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」が「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」（以下、「定着促進事業」という。）に変更されました。

- 変更に伴う主な事業変更のポイントは以下の通りです。

① 従来の定着促進事業では対象者を、「健康理由による未接種者」「12歳未満の子ども」に限定しておりましたが、新たな定着促進事業では対象者の限定がなくなります。※ 無症状者であることは引き続き必要です。

② 一般検査事業による検査との区別のため、今後は定着促進事業に基づく検査の際は、「検査受検の目的を証する書類等」を確認するようにしてください。

※チケット・予約票・切符等、検査受検の目的となる活動の概要・日付が分かるもの。それら書類がない場合は、申立書の提出に代えることも可能。

- 事業の変更に伴って新たな手順をお願いすることとなりますが、変更の趣旨をご理解いただいた上で、ご協力いただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。